

[事案 21-66・67] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

- * 夫婦 2 名より、同様の事実経過に基づく同一保険会社への申立て
- ・平成 22 年 5 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

変額個人年金保険加入の際の、募集人（銀行員）が行った保険商品及び契約事項（内容）に関する説明において、説明不足があったとして、一時払保険料の返還を求めるもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 10 月、銀行の支店で、行員の説明を受け変額個人年金に加入した。その際に行員の説明は、下記のとおり、事実と異なり、誤解を招くものであった。虚偽の説明により契約したので契約は無効であるから、一時払保険料 1,000 万円を返還して欲しい。

- (1) 元本が減るとの説明はなかった。
- (2) 10 年後に年金で受け取る商品であるとの説明はなかった。
- (3) 投資するつもりはなく、保険商品である認識もなかった。
- (4) 5 年経てば 2% 程度の金利が付いて戻るとの説明を受けた。

< 保険会社の主張 >

募集人は、口頭による説明はもとより、申立人に必須交付書面をもらえなく提示・交付し、その内容説明を行っており、募集資料には、「本商品がリスクを伴う投資性の商品であること。また、年金保険であること」が明記されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人の主張の法律上の根拠は不明であったが、「不実告知による消費者契約法 4 条 1 項 1 号、民法 96 条（詐欺）により取り消す。あるいは、民法 95 条の錯誤に該当するものであるから無効である」という主張であると善解し、当事者双方から提出された書面等の内容および申立人ならびに募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

(1) 消費者契約法及び詐欺による取消しの可否について

下記により、申立人の契約取消の主張は理由がないものと認められる。

契約にあたり、パンフレットにより説明を行っているが、同パンフレットには図面をもって積立金額の変動が示され、一時払保険料を下回る可能性が記載されている。同図面の直下に受取総額保証金額について「年金額の算出の基準となる金額です。」と記載され、かつ「年金支払開始日以後における既払年金累計額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額の最低保証金額のことをいいます。」と記載されており、それ以外の場合における元本の保証の記載はない。

また、意向確認書には、「この商品は預金ではなく、中長期にご継続いただくことを前提とした保険商品で、特別勘定資産の運用実績に基づき給付金額、積立金額、払いもどし金額および将来の年金額等が変動（増減）し、途中でご解約された場合は一時払保険料を下回る可能性があることをご理解いただいていますか。」と明確に途中解約の場合には元本割れをする可能性があることを記載してあり、かつ申立人自ら各項目をチェックした上で署名している。

(2) 錯誤無効の主張について

下記のとおり、申立人の本件契約についての錯誤無効の主張は認定することができない。パンフレットには、明確に「運用を続けながら一生涯受け取る年金」との記載があり、図表にも受取総額保証金額が特別勘定終身年金で支払われることの記載があり、契約申込書には、上段に大きな字で宛先として保険会社名の記載があり、その上に「変額個人年金保険契約申込書兼告知書」という記載があること等から考えると、契約当時、本契約が保険契約であり、年金方式によって支払われることを知らなかったとは到底考えられない。